税金の控除・減免

※この税金の控除を受けようとする場合、勤務先又は年金の支払者からの報告がない場合は、毎年税務署での確定申告又は町役場での町県民税申告が必要です。

所得税

問い合わせ先 菊池税務署 TEL 0968（25）2121

障がい者が、12月31日現在において、所得税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の控除が受けられます。

障害者控除	特別障害者控除
（1）3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 （2）B1・B2の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより知的障がいと判定された方等 （3）2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	（1）1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 （2）A1・A2の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより重度の知的障がいと判定された方等 （3）1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。 ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には、75万円が控除されます。

住民税（町県民税）

問い合わせ先 税務課 TEL（232）4911 FAX（232）3274

障がい者が、12月31日現在において、住民税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の控除が受けられます。

障害者控除	特別障害者控除
（1）3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 （2）B1・B2の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより知的障がいと判定された方等 （3）2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	（1）1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 （2）A1・A2の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより重度の知的障がいと判定された方等 （3）1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。 ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には、53万円が控除されます。
本人の合計所得金額が125万円以下であるときは非課税となります。	

※所得税の確定申告又は、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた方は、手続きは不要です。

相続税

問い合わせ先 菊池税務署 TEL 0968（25）2121

障がい者が相続により財産を取得する場合、手帳の等級に応じて控除が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

税金の控除・減免・公共料金の割引

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免

◆減免の対象となる障がい者手帳の範囲

●療育手帳　A1・A2　●精神障害者保健福祉手帳　1級　●身体障害者手帳

視覚障がい	1～3級、4級の1	平衡機能障がい	3級
聴覚障がい	2・3級	音声機能障がい	3級（喉頭摘出によるものに限る）　※障がい者本人の運転に限る
肢体不自由	●上肢　1級、2級の1、2級の2 ●下肢　1～6級　※障がい者本人運転以外は、1～3級 ●体幹　1～3級、5級　※障がい者本人運転以外は、1～3級 ●乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい 上肢機能　1・2級（一上肢のみの機能障がいを除く） 移動機能　1～6級　※障がい者本人運転以外は1～3級（一上肢のみに運動障がいがある場合を除く）		
内部障がい	1～3級		

※減免は、個別の障がいの等級によって判断しますので、身体障害者手帳の等級が、複数の障がいを併せて該当する等級となっている場合には、減免の対象とならないことがあります。

◆減免の対象となる自動車

❶障がい者の方が所有（取得）する自動車

所有（取得）者	運転手	使用目的	種類	減免台数
障がい者本人 （ただし、障がいの種類によっては生計を一にする方（同居）も認められる場合があるため、お問い合わせください。）	障がい者本人	特に問わない	自家用のみ	障がい者1人につき1台
	障がい者と生計を一にする方（同居） （ただし、世帯の状況によっては、常時介護する方も認められる場合があるため、お問い合わせください。）	通学・通院・通所・生業の用に供されるもの		

❷障がい者のために特別の仕様がなされた自動車

【全額免除】

●構造上、障がい者等の利用のみに供されると認められるもの（個人が所有する場合は1人につき1台）

【一部免除】

●運転装置や車いす用の昇降装置等が特別に仕様された場合などは、自動車取得税の一部が免除される場合があります。

問い合わせ先　（自動車取得税・自動車税）熊本県県北広域本部課税課　TEL 0968（25）4124
（軽自動車税）税務課　TEL（232）4911

預貯金のマル優制度の利用

郵便局、金融機関の営業所等で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して、マル優制度の利用に必要な手続きをした場合は、元金350万円を限度として、その利子が非課税となります。ただし、他の資格でこの制度を利用されている場合は適用されません。

有料道路通行料の割引

対象者	事前申請において登録できる自動車の範囲	割引率
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの	通常料金の5割
第1種の身体障害者手帳又はA1・A2の療育手帳をお持ちの方	介護者が運転し障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの	
車検証に「事業用」と記載されているものは対象となりません。詳細についてはお尋ねください。		

申請に必要なもの

●身体障害者手帳又は療育手帳　●免許証（障がい者本人が運転する場合）　●ETC利用の方は、車検証、ETCカード（本人名義。18歳未満の場合は保護者名義で可。）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）、所有者名義が違う場合は割賦契約書やリース契約書等もお持ちください。

問い合わせ先　福祉課　TEL (232) 4913　FAX (232) 4923

NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
●障がい者（身体・知的・精神）が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合	●視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合 ●身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちの障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合

事前に福祉課で申請手続きが必要です。

問い合わせ先　福祉課　TEL (232) 4913　FAX (232) 4923

旅客運賃の割引

JR運賃

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（顔写真の表示必須）をお持ちの方は、手帳を提示されると割引があります。詳細は、利用される前にJRの窓口へご確認ください。

種別	対象者	乗車券種別	割引率
第1種	手帳をお持ちで、片道101km以上の区間を単独で利用される方	普通乗車券	5割引
	手帳をお持ちの方及び介護者1名	普通乗車券、普通回数乗車券、普通急行券、定期乗車券	
第2種	手帳をお持ちで、片道101km以上の区間を単独で利用される方	普通乗車券	
	12歳未満で手帳をお持ちの方及び介護者1名	定期乗車券	

税金の控除・減免・公共料金の割引

航空旅客運賃

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると割引を受けられる場合があります。

ご予約前に各航空会社窓口にお問い合わせください。

バス運賃

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を提示されると割引があります。乗車料支払窓口・車内で手帳をご提示ください。

※巡回バス「キャロッピー号」は、割引の対象外です。

対象者	割引内容	手続き内容
第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方	本人・介護者ともに5割引	乗車料支払窓口・車内で手帳提示
第2種の身体障害者手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ5割引	

タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を提示されると1割引となります。車内で手帳をご提示ください。

※「菊陽町乗合タクシー」は、割引の対象外です。

対象者	割引内容	手続き内容
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1割引	車内で手帳提示

※各事業者により割引の取扱いが異なる場合があります。詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

